

諮問庁：地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長

諮問日：令和 5 年 7 月 21 日（諮問第 74 号）

答申日：令和 6 年 2 月 16 日（答申第 74 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長が行った不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 5 年 2 月 10 日付けで北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号。）第 16 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った、「腓骨切断に特定した手術記録と診察記録（以下「本件記録」という。）不存在とした事がわかるもの」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、同月 24 日付け北九病医経第 300 号により地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 本件記録が不存在であるということは、犯罪を自白したも同然であり、処分庁の主張は虚偽であることが証明された。
- (2) 腓骨の骨切りが行われた以上、術後の記録がないはずがない。
- (3) 同意書と腓骨の骨切りの間に因果関係がない。

第 3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 審査請求人に対して変形性膝関節症の治療として実施した高位脛骨骨切り術は外側楔状閉鎖型骨切り術と呼ばれる術式で、腓骨を骨切りすることが標準的な術式であるが、腓骨骨切りは高位脛骨骨切り術の一環として行うものであり、「腓骨関係」に特定した記録は存在しない。
- (2) なお、切断した腓骨部分、脛骨部分を含めて経過を記した変形性膝関節症に対する診療記録は存在している。

- (3) 同意書の提出を受けて手術を実施している。犯罪行為並びに虚偽の主張を行っていないため、審査請求人の主張を容認することはできない。

2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 5 年 7 月 24 日 諮問の受付
- ② 令和 5 年 10 月 2 日 審議
- ③ 令和 5 年 11 月 16 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 6 年 1 月 19 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 6 年 2 月 13 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、本件記録が不存在であることの理由が書かれた書類である。

2 本件保有個人情報の保有の有無について

- (1) 処分庁は、審査請求人に対して変形性膝関節症の治療として実施した高位脛骨骨切り術は外側楔状閉鎖型骨切り術と呼ばれる術式で、腓骨を骨切りすることが標準的な術式であるが、腓骨骨切りは高位脛骨骨切り術の一環として行うものであり、切断した腓骨部分、脛骨部分を含めて経過を記した変形性膝関節症に対する診療記録は存在するものの、「腓骨関係」に特定した記録は存在しないと主張する。

- (2) この点、当審査会において、処分庁より提出のあった整形外科手術に関する資料を見分したところ、外側楔状閉鎖型骨切り術が高位脛骨骨切り術の術式であること、外側楔状閉鎖型骨切り術においては腓骨の骨切りが行われることが認められた。

そうすると、腓骨の骨切りは高位脛骨骨切り術の一環として行うものであり、「腓骨関係」に特定した記録は存在しないとする処分庁の主張に、不合理、不自然な点はないと認められる。

(3) よって、当審査会としては、原処分が不存在を理由に不開示と決定したことは妥当と判断する。

3 審査請求人の主張について

当審査会は、北九州市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、審査庁から諮問を受けて事案の調査審議を行った上で答申を行うこととされており、ここでいう具体的な審議内容は、保有個人情報の開示又は不開示の適否についてである。

この点、審査請求人は、「同意書と肋骨の骨切りとの間に因果関係がない」と主張しているが、このような主張は当審査会の審議対象ではないことを申し添える。

4 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 西 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子